

(公財)日弁連交通事故相談センターの示談あっせんは無料です。

じだん 示談あっせん とは……

損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかないときに、当センターの弁護士が間に入り、公正・中立な立場で示談が成立するようお手伝いします。
申立費用は無料で、原則3回までのあっせん手続きで早期の解決が期待できます。

交通事故の 示談あっせん をご希望の方へ

示談あっせん のながれ

面接相談



相談担当弁護士が
示談あっせんに適するか判断

例

×

示談あっせんに適さない

○

示談あっせんに適する

- ✗ 治療中
- ✗ 後遺障害の等級が未定
- ✗ 他の紛争解決手続中
- ✗ 相手方から具体的な金額提示がない

×

相手方が不同意

○

相手方が同意

再度の相談・訴訟等へ

示談あっせんの実施

申出人・相手方・
あっせん担当弁護士の出席



×

不成立＝打切り

成立

訴訟等へ

審査

示談契約書
又は
免責証書の作成

※審査は当センターと協定
のある共済に限ります。

平均開催期日
1.62回

成立率
82.25%

示談あっせんQ&A

〈よくある質問〉

Q1 示談あっせんに適さない事案とはどのような事案ですか。

A1 以下の事案については、原則として示談あっせんに適さないと判断します。

× 自賠責保険又は自賠責共済に加入することを義務づけられている車両
(自動車及びバイクなど)による事故ではない事案

※なお、損害賠償義務者が全労済に加入している場合、自転車による
事故についても示談あっせんが可能な場合があります。

× 調停中または訴訟中の事案

× 他の機関に示談あっせん等を申し出ている事案

× その他示談あっせんを行うことが適当でないと相談担当弁護士が判断
する事案

例：被害者の治療が終了していない事案

被害者の後遺障害の有無や等級認定に争いがある事案

相手方からの具体的な金額提示がない事案

Q2 示談あっせんは、どのように行うのですか。

A2 申出後に第1回目の期日を決めて、示談あっせん担当弁護士、申出人、
相手方(任意保険会社がある場合は任意保険会社の担当者)に出席いただき、
話し合いをします。1回で終わらないときは、2回、3回と期日を開きます。
示談が成立する場合には、示談契約書又は免責証書を作成して終了します。

Q3 示談あっせんに費用はかかりますか。

A3 **無料**です。示談が成立した場合も、当センターから申出人に
金銭を求めることはありません。

